

事業承継税制の報告制度に関する運用状況について

- ◆ **事業承継税制の計画認定を受けた事業者は、定期的に、都道府県への「年次報告書」の提出や税務署への「継続届出書」の提出が必要ですが、これらの報告制度には、宥恕規定や税務署からの事前のお知らせがあります。**

**都道府県に提出する「年次報告書」の提出期限、
期限後提出された「年次報告書」に関する宥恕規定の運用状況について**

- 年次報告書は、後継者ごとにその会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から**5年間、当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から3か月を経過する日までに都道府県知事に年次報告書を提出する必要があります。**
- 年次報告書が提出期限内に報告されない場合は、都道府県知事の認定が取り消されます。
- 年次報告書が期限後に提出された場合の宥恕規定については、**一定の要件（※1）を満たした場合には期限後の報告であっても認定が取り消されないこととなり、必ずしも期限後提出という事実のみを以って認定を取り消すものではありません（※2）。**

※1 ①提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合があること、②当該事情がやんだ後遅滞なく当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたこと。

※2 提出期限を過ぎてしまった場合、まずは都道府県へご相談ください。

**税務署に提出する「継続届出書」の提出期限と宥恕規定、
税務署からの事前のお知らせについて**

- 継続届出書は、後継者ごとに、その会社の株式等について最初に事業承継税制の適用を受ける贈与税又は相続税の申告期限の翌日から**5年間**（以下「事業継続期間」といいます。）、**当該申告期限の翌日から1年を経過するごとの日の翌日から5か月を経過する日までに、税務署長に円滑化法上の確認書を添付した継続届出書を提出する必要があります。**なお、**事業継続期間経過後は、当該期間の末日の翌日から3年を経過する日の翌日から3か月を経過するごとの日が提出期限**となります。
- 継続届出書を期限までに提出しなかった場合には、その提出期限の翌日から2か月を経過する日に納税の猶予に係る期限が確定します。
- なお、継続届出書の期限後提出についても、その提出について**やむを得ない事情がある場合は、宥恕規定の適用があります。**
- **税務署から事業者に対しては、継続届出書の提出期限前に、期限を事前にお知らせする封書を送付しております。**

関連法令における宥恕規定の書きぶり

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号）

（提出期限後の申請又は報告）

第二十一条 第七条第二項（同条第四項の規定により準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項の規定により準用する場合を含む。）、第六項（同条第八項の規定により準用する場合を含む。）、第七項（同条第九項の規定により準用する場合を含む。）、第十項（同条第十二項の規定により準用する場合を含む。）、第十一項（同条第十三項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条第二項（同条第三項から第五項までの規定により準用する場合を含む。）、第七項（同条第八項の規定により準用する場合を含む。）、第十項（同条第十一項の規定により準用する場合を含む。）、第十三条の二第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）、第十七条第二項若しくは第四項に規定する申請書又は第十二条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項から第十一項（同条第十四項から第三十項までの規定により準用する場合を含む。）、第三十二項（同条第三十五項の規定により準用する場合を含む。）、第三十四項（同条第三十六項の規定により準用する場合を含む。）若しくは第十三条の三第二項（同条第五項及び第十三項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告書が当該各項に規定する提出期限までに提出されなかった場合においても、都道府県知事が当該提出期限内に提出されなかったことについて提出者の責めに帰することができないやむを得ない事情があると認める場合において、当該事情がやんだ後遅滞なく当該申請書又は当該報告書及び当該事情の詳細を記載した書類が提出されたときは、当該申請書又は当該報告書が当該提出期限内に提出されたものとみなす。

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除）

第七十条の七

1～25（略）

26 第九項又は第十五項の届出書が届出期限又は免除届出期限までに提出されなかった場合においても、これらの規定に規定する税務署長がこれらの期限内にその提出がなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより当該届出書が当該税務署長に提出されたときは、第十一項又は第十五項の規定の適用については、当該届出書がこれらの期限内に提出されたものとみなす。

27～37（略）

制度の詳細については以下の中小企業庁ホームページをご参照ください。

[法人版事業承継税制（特例措置）](#)

[個人版事業承継税制](#)

